

秋田市告示第299号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として取り扱う令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画を改定したので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

令和5年12月20日

秋田市長 穂 積 志